

# 大胆な投資促進税制とは？

令和8年度の税制改正大綱では、2040年度の国内投資額200兆円という官民目標の実現に向け、企業の大膽な設備投資と賃上げを後押しする税制が複数盛り込まれています。今回は、その目玉として新設される「大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）」を中心に確認していきます。

## 設備投資のチャンス!?



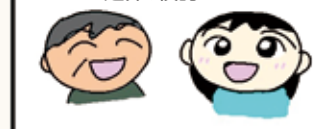
大きな設備投資向けの「**大胆な設備促進税制**」が始まります!



- 対象:原則全事業者
- 対象資産:建物も含む一定の設備
- 即時償却 or 税額控除



適用要件をしっかりと確認の上  
対象となりそうな方は  
是非、検討を!!



岩田 まり子  
Mariko Iwata

大阪シティ信用金庫提携の(株)ライオン橋パ  
ートナース代表取締役。大阪商工会議所セミ  
ナー講師などを務める。



## 大胆な投資促進税制とは

「大胆な投資促進税制」は、国内投資の拡大を通じて企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するにあたり、高付加価値化のための一定の規模以上の設備投資を促進することを目的に創設される税制上の措置です。



建物を含めた設備に対する即時償却または最大7%の税額控除を認める点が大きな特徴です。

## 対象となる事業者・対象資産

対象業種は、原則としてすべての業種です(ただし、貸付の用に供する場合など一部の業種は対象外となります)。また、青色申告書を提出する法人が対象です。

対象となる資産は、生産等に必要な設備等であり、「特定生産性向上設備等」(仮称)に該当するものです。具体例としては、機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフト

## 投資計画の要件

本税制の適用を受けるには、改正法施行日から令和11年3月31日までの間に、投資計画について経済産業大臣の確認を受ける必要があります。主な要件は次のとおりです。

1 投資計画に記載された生産

もの(税額控除4%または即時償却)、ソフトウェアは一の取得価額が70万円以上のも(販売目的のものを除く。税額控除7%または即時償却)です。

## 措置期間と他の税制との関係

令和11年3月31日までの間に設備投資計画について法律に基づく経済産業大臣の確認を受けた場合、当該確認日から5年以内に取得等を行い、事業の用に供した設備等が対象となります。取得や事業供用まで長期間を要する大型設備投資にも適用が可能となるよう、長い適用期間が設定されている点が特徴です。

なお、本措置の適用を受ける場合、投資計画期間中は、地域

未来投資促進税制、中小企業経営強化税制(繰越税額控除制度を除く)、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制を併用して適用することはできません。

## (賃上げ・国内投資要件)

中小企業者等または農業協同

性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上(中小企業者または農業協同組合等については5億円以上)であること

2 投資計画における年平均のROI(投資利益率)が15%以上となる見込みのものとあること

3 投資計画に必要な資金調達手段が記載されていること

4 投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること

## ROI(投資利益率)の算出式

$$\text{ROI(投資利益率)の算出式} = \frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費})}{\text{設備投資額}} \times 100$$

減価償却費は会計上の減価償却費を、設備投資額は設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額を指します。

組合等以外の法人については、前期より所得が増加した一定の事業年度で、かつ、次のいずれかに該当する場合、本制度(繰越税額控除制度を除く)は適用されません。

1 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が1%未満(資本金10億円以上かつ常時使用従業員1000人以上、または常時使用従業員2000人超の場合は2%未満)であること

2 国内設備投資額が当期償却費総額の30%以下(同条件の場合40%以下)であること

## まとめ

「大胆な投資促進税制」は、建物を含む大規模な設備投資について即時償却または最大7%の税額控除を認める、予見可能性の高い新たな税制です。

適用を検討する際は必ず最新情報を確認するようにしましょう。

## 措置の内容(即時償却・税額控除)

事業者の判断で、設備ごとに即時償却と税額控除のいずれかを選択して適用できます。税額控除率は設備の種類により異なり、建物・建物附属設備および構築物は4%、それ以外の設備は7%です。税額控除の控除上限は法人税額の20%とされています。

また、予見にくい国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、控除しきれなかった額の繰越税額控除(3年間)が可能です。設備の種類ごとの取得価額要件と税額控除率は、おおむね次のとおりです。機械装置は一台または一基の取得価額が160万円以上のもの(税額控除7%または即時償却)、工具・器具備品はそれぞれ120万円以上のもの(税額控除7%または即時償却)、建物は一の取得価額が1000万円以上のもの(税額控除4%または即時償却)、建物附属設備および構築物はそれぞれ一の取得価額が120万円以上のもの(建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む)、ソフトウェアは一の取得価額が70万円以上のもの(販売目的のソフトウェアは除く)。

## 措置内容(税制インセンティブ)

| 設備の種類            | 取得価額                                                                                                | 税額控除率                         |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 機械装置             | 一台または一基の取得価額が <b>160万円以上</b> のもの                                                                    | 税額控除 <b>7%</b> or <b>即時償却</b> |
| 工具<br>および器具備品    | それぞれ一台または一基の取得価額が <b>120万円以上</b> のもの(それぞれ一台または一基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む) | 税額控除 <b>7%</b> or <b>即時償却</b> |
| 建物               | 一の取得価額が <b>1000万円以上</b> のもの                                                                         | 税額控除 <b>4%</b> or <b>即時償却</b> |
| 建物附属設備<br>および構築物 | それぞれ一の取得価額が <b>120万円以上</b> のもの(建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む)     | 税額控除 <b>4%</b> or <b>即時償却</b> |
| ソフトウェア           | 一の取得価額が <b>70万円以上</b> のもの(販売目的のソフトウェアは除く)                                                           | 税額控除 <b>7%</b> or <b>即時償却</b> |

経済産業省「令和8年度税制改正 大胆な投資促進税制」を基に作成